病児・病後児保育

問合わせ先
蒲郡市役所子育て支援課　TEL(0533)66-1107
「おひさまキッズ」　TEL(0533)56-0345

保護者が就労などで休めない時、病気や病気の回復期のお子さんをお預かりします。

●どんな子がつかえるの？

下記の条件を全て満たしている方

①市内在住で満1歳～小学校6年生まで(利用日の満年齢です)

※小学校・保育園・幼稚園・認定こども園・託児所(定期的利用)に在籍している児童

②病気や病気の回復期で集団生活が困難な児童

(医師の診断により、病児・病後児保育の利用が可能と認められた児童)

③保護者の就労等で家庭での保育が困難な児童

●どこで実施しているの？

「おひさまキッズ」病児・病後児保育室(憩いの杜蒲郡内)

蒲郡市形原町北新田41－1　TEL(0533)56－0345

●利用できる時間は？　利用できる期間は？

午前８時～午後６時　(左記の時間以外の利用については直接施設に問い合わせてください。…延長料金が必要です)
連続する7日間まで

●利用料金は？

◆1・2歳⇒2，650 円／日　◆3歳以上⇒2，350円／日
※昼食代・おやつ代　330円
※延長料金：30分ごとに　500円
※生活保護世帯及び市町村民税非課税のひとり親世帯は無料

●定員は？

1日3人

●利用のしかた　登録→利用申込→料金支払の流れ

(1)利用登録(事前に登録をしておくと急な場合にも対応がスムーズです)

「利用登録申請書」を蒲郡市役所子育て支援課(又は保育園)に提出します。

(2)利用予約

利用前日までに「おひさまキッズ」(☎56-0345)に電話で予約を入れます。
(傷病名・状況・留意事項を伝えてください)

(3)医療機関受診

「医師連絡票」作成を依頼してください。

(4)利用当日

「利用申込書」と**「医師連絡票」**を「おひさまキッズ」に提出し、お子さんを預けます。
料金を「おひさまキッズ」に支払います。

必要な書類は子育て支援課・おひさまキッズ・各保育園にあります。

未登録の方で、緊急に利用が必要となった場合は「おひさまキッズ」に相談してください。

●病児・病後児保育

利用のしかた

① 利用登録

「**利用登録申請書**」を蒲郡市役所子育て支援課（又は保育園・幼稚園・認定こども園）に提出する

・必要な「書類」は子育て支援課・おひさまキッズ・各保育園にあります。
・蒲郡市ホームページ『申請書等様式ダウンロードページ』からもダウンロードできます。

②利用予約

利用前日までに電話で予約する
（傷病名・状況・留意事項等を伝える）
『おひさまキッズ』(☎56-0345)

③医療機関受

「**医師連絡票**」作成を依頼してください。
※医師により利用可能と診断された場合に利用できます。

④利用

「**利用申込書**」と「**医師連絡票**」を『おひさまキッズ』に提出する

⑤支払い

料金は、利用日当日に『おひさまキッズ』に支払う
基本料金 … 1・2歳⇒2,650 円／日
3歳以上⇒2,350 円／日
昼食代・おやつ代 … 330 円

未登録の方で、緊急に利用が必要となった場合は「おひさまキッズ」に直節相談してください。

利用できる症状のめやすは蒲郡市病児・病後児保育事業利用基準を参照にしてください。